

工 事 請 負 契 約 書 (案)

- 1 工 事 名 会津森林管理署南会津支署南会津宿舍新築工事
- 2 工 事 場 所 福島県南会津郡南会津町山口字村上 867-8、867 の一部
- 3 工 期 契約締結日の翌日 から
令和 9 年 2 月 15 日 まで
- 4 請 負 代 金 額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)
- 5 契約保証金額 請負代金額の 10 分の 1 以上
- 6 調 停 人
- 7 前 金 払 請負代金額の 10 分の 4 以内
- 8 あっせん又は調停を行う建設工事紛争審査会
福島県建設工事紛争審査会
- 9 選 択 条 項 別冊約款中選択される条項は次のとおりであるが、そのうち
適用されるものは (○印)、削除されるものは (×印) である。

適用削除 の 区 分	選 択 事 項	選 択 条 項
○又は× を選択	契約保証金の納付	第 4 条第 1 項第 1 号
○又は× を選択	契約保証金に代わる担保となる有価証券等の 提供	第 4 条第 1 項第 2 号
○又は× を選択	銀行、発注者が確実と認める金融機関又は 保証事業会社の保証	第 4 条第 1 項第 3 号
○又は× を選択	公共工事履行保証証券による保証	第 4 条第 1 項第 4 号
○又は× を選択	履行保証保険契約の締結	第 4 条第 1 項第 5 号
○	[] 主任技術者 [] 監理技術者	第 10 条第 1 項第 2 号
×	支給材料及び貸与品	第 15 条
○又は× を選択	前金払	第 35 条第 1 項
×	中間前金払	第 35 条第 5 項
×	部分払	第 38 条
×	部分払の対象となる工場製品	第 38 条
○	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第 40 条

10 解体工事に要する費用等

(注) 工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成 12 年法律第 104 号) 第 9 条第 1 項に規定する対象建設工事の場合に限る。

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和 年 月 日に交付した国有林野事業工事請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 (住所) 群馬県前橋市岩神町四丁目 16 番 25 号
支出負担行為担当官
(氏名) 関東森林管理局長 松村 孝典

印

受注者 (住所)
(氏名)

印

〔注〕 受注者が共同企業体を結成している場合においては、受注者の住所及び氏名の欄には、共同企業体の名称及び共同企業体の代表者並びにその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

国庫債務負担行為に係る契約の特則

適用削除 の 区 分	選 択 事 項		選 択 条 項
○	各会計年度における請負代金の支払限度額	年度 円	第40条第1項
		年度 円	
		年度 円	
○	支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額	年度 円	第40条第2項
		年度 円	
		年度 円	
○	前金払		第41条
○	翌会計年度の前払金相当額	円	第41条第3項
×	部分払		第42条
×	前払金の支払を受けている 場合の部分払額の決定	(a)	第42条第2項
×		(b)	
×	各会計年度において部分払を請求できる回数	年度 回 年度 回 年度 回	第42条第3項

建築物に係る解体工事

(注) 分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

(注) ・解体工事の場合のみ記載する。

- ・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
- ・仮設費及び運搬費は含まない。

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

建設資材廃棄物の 種 類	施 設 の 名 称	所 在 地

(注) 建設現場において再資源化する場合については、記載不要。

4 再資源化等に要する費用（直接工事費） _____円（税抜き）

(注) 運搬費を含む。